

船舶インシデント調査報告書

令和3年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年7月30日 07時32分ごろ
発生場所	熊本県上天草市柳港南西方沖 上天草港柳防波堤灯台から真方位245° 1,000m付近 （概位 北緯32° 32.7′ 東経130° 25.9′）
インシデントの概要	プレジャーボートVioLaは、航行中、主機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年8月12日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート VioLa、5トン未満（長さ8.30メートル） 271-34618熊本、個人所有 ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力143.40kW、回転数毎分3,586、6気筒、使用燃料軽油、平成13年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、家族1人を乗せ、釣りの目的で航行中、潤滑油警告灯が点灯したものの、帰航しようと出港地に向けて航行を継続したところ、主機が停止した。 本船は、来援した海上保安庁の監視取締艇にえい航され、その後、本船が所属する熊本県八代市所在のマリーナ所属船により、同マリーナにえい航された。 本船は、本インシデント後、機関修理業者が点検したところ、シリンダブロックとオイルパンの接合部のパッキンが劣化し、同継ぎ目から潤滑油が漏れ出し、潤滑油量不足で主機が焼き付いたことが判明した。
分析	本船は、航行中、潤滑油警告灯が点灯して潤滑油量不足のなか、主機の運転を継続したことから、主機が焼き付き、運航不能となったものと考えられる。 主機は、シリンダブロックとオイルパンの接合部のパッキンが劣化していたことから、同部から潤滑油が漏れ出し、潤滑油量不足となったものと考えられる。 船長は、主機が使用可能であり、出港地まで帰航できると判断したことから、潤滑油警告灯が点灯して潤滑油量不足のなか、主機の運転

	を継続したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、シリンダブロックとオイルパンの接合部のパッキンが劣化し、同部から潤滑油が漏れ出して潤滑油量不足のなか、主機の運転を継続したため、主機が焼き付いたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、発航前点検時、潤滑油量を確認するとともに、漏油の有無等を点検すること。